

つけましたか？

住宅用火災警報器

あなたの命と家族を守る



～平成23年6月1日から

全ての住宅に住宅用火災警報器が義務となります～

住宅火災による死者の
約60%が逃げ遅れ



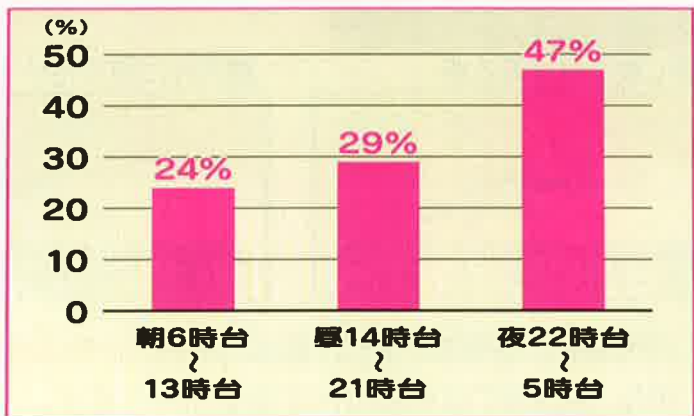
死者の約60%が高齢者



火災による死者は
就寝時間帯に多い

＜火災による死者発生の時間帯＞

就寝時間帯(夜22時台～翌朝5時台)に
多くの死者が発生しています。



『まさか!』の火事

住宅用火災警報器で助かる命があります。

奏功事例



住宅用火災警報器を設置するところは？

階段(義務)

避難階(1階)以外に
寝室がある場合は、
階段に設置します。

寝室(義務)

普段の就寝に使わ
れる部屋に設置し
ます。



台所(任意)

調理時の煙や水蒸気のかからない位置に設
置します。

※火災警報器付きのガス漏れ警報器が設置されてい
る場合は新たに設置の必要はありません。

取付方法

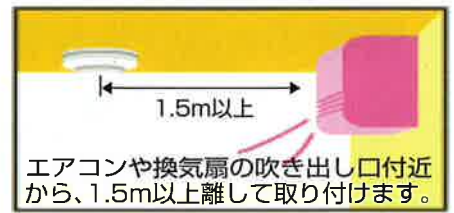
■壁に取り付けるとき



■天井に取り付けるとき



※エアコンなどがある場合



住宅用火災警報器(煙式と熱式)の設置義務箇所(寝室・階段)には煙感知器が必要です。

また、警報器には単独型と連動型があります。



不適切な訪問販売や電話による勧誘に注意してください。

消防職員が住宅用火災警報器、消火器などを訪問販売
することはありません

消防署の方から
来ました。
火災警報器を設置
しなければなりません!

ご注意!



お問い合わせは
最寄の消防署へ

東部消防局 予防課予防係 ☎(0857)23-2460

鳥取消防署 ☎(0857)29-6891

湖山消防署 ☎(0857)28-4321

八頭消防署 ☎(0858)85-1211

岩美消防署 ☎(0857)73-1221

気高消防署 ☎(0857)82-2211

鳥取県東部広域行政管理組合【麒麟の王国】:東部広域消防局のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.east.tottori.tottori.jp>